

## 管理不全な空き家の発生抑制や利活用促進のため、 静岡県司法書士会と連携協定を締結！



静岡県司法書士会

御殿場市  
GOTEMBA CITY2024年5月10日  
御殿場市

2024年5月7日、静岡県御殿場市は、静岡県司法書士会と、御殿場市空き家対策に関する連携協定を開始したことをお知らせいたします。

### ● 空き家と相続の関係

国土交通省の調査によると、使用目的が定まっていない「**その他の空き家**」のうち、その所有原因は約3分の2が「**相続**」となっています。いざ、空き家を処分しようとしても、相続手続きがされておらず前の所有者の名義のままであると、手間や費用が余計にかかることがあります。相続が発生した際の早めの対応や、空き家になる前の事前の対策が大切になってきます。

### ● 相続登記申請の義務化

令和6年4月1日から、民法等の改正により相続登記申請が義務化されました。これにより、原則3年以内に相続登記をしなければならず、怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。また、これは改正法施行前に発生した相続についても対象となります。そのため、御殿場市として、相続登記が未了のままの所有者を支援する体制整備及び法改正に関する周知等を行う必要があります。

### ● 本協定に寄せる想い

#### ・御殿場市長 勝又 正美

「空き家」は非常に大きな問題になっており、今後よりも一層深刻化することを懸念しています。空き家の発生原因の多くは相続によるものですが、相続手続きがされず放置され、周辺に悪影響を及ぼすようになった空き家は、解決が非常に困難です。そのため、相続というものは空き家対策において極めて重要な分岐点であり、相続手続きを支援する施策が大切です。このたび、静岡県司法書士会様と連携させていただくことは、本市の空き家対策において非常に大きな意義があり、大変期待しております。

### ● 連携協定の内容

本連携により、セミナーや相談会、広報紙等を通じて、空き家所有者や空き家予備軍に向け、意識醸成及び啓発を図ります。空き家所有者等から、相談があった際には、静岡県司法書士会の相談窓口や会員の案内をします。また、御殿場市は、空き家特措法や財産管理制度などの手続きについて、静岡県司法書士会に相談することができ、静岡県司法書士会は、司法書士の紹介等必要な支援を行います。

#### ・静岡県司法書士会 会長 井上 尚人 さま

静岡県司法書士会では、令和6年4月1日の相続登記申請義務化に合わせ、令和4年から大規模相談会やコミュニティー単位のセミナーを開催するなど、相続登記促進活動を行ってきました。不動産は権利関係の整理をしないと流通に乗せることはできません。司法書士は、相続登記を中心に所有者不明建物管理制度や相続土地国庫帰属制度など、問題解決のための新しい制度を駆使して権利関係の整理を行うことができます。本協定締結を機に、御殿場市と連携を深め、地域が抱える問題解決の一助を担いたいと思います。

《 本件に関するお問い合わせ先 》

御殿場市 建築住宅課 住宅スタッフ 担当：勝又、朝倉  
TEL：0550-82-4229 Mail：kenchiku@city.gotemba.lg.jp

